

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と社団法人鳥取県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鳥取県内において地震等大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の処理等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、被災した建物等（その機能を失ったものに限る。）の解体に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等の廃棄物、災害時における生活ごみその他災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物（し尿を除く。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内市町村が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資材等を調達し、市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に県内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（協力要請の手続）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

（実施報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、乙と当該市町村で協議の上決定するものとする。

(損失補償)

第9条 第3条に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷し、又は疾病にかかった場合等の損失補償については、乙と当該市町村で協議するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては鳥取県生活環境部循環型社会推進課、乙においては鳥取県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会員の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(他被災都道府県への応援)

第12条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力をするものとする。

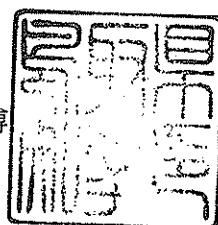
(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成18年10月27日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 片山善博



乙 倉吉市上井町一丁目138番地
社団法人鳥取県産業廃棄物協会
会長 越生昭徳

